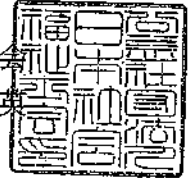


日社福士2015-616

2016年1月6日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 藤井 康弘 様

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克典



障害者虐待通報者への賠償請求に対する要望

○ 新聞報道でも指摘されているとおり、障害者虐待防止法では法に基づく通報をした職員に対し、不利益処分をすることが禁じられているにも関わらず、それに対する罰則の定めがありません。厚生労働省として、以下のような対応をご検討ください。

- ・ 障害者虐待防止法に、不利益処分をした場合の罰則規定を設ける。
- ・ 基準省令の中に、不利益処分を禁ずる規程を盛り込み、実地指導・監査等で指導する。
- ・ このような訴訟は、障害者虐待防止法の目的に照らして好ましくない、として「慎重な判断」を求める通知を発出する。

報道では、このような訴訟に原告が敗訴した場合に多額な賠償金を課すべきとの意見もありました。司法の領域に行政が関与することの難しさはあると思いますが、敗訴して事実が確定した場合に行政処分を行うような運用はできないでしょうか。

○障害者虐待防止法においては、障害者虐待を受けたと「思われる」障害者を発見したときの通報義務を定めているにもかかわらず、不利益処分の禁止規程定には「虚偽であるもの及び過失によるものを除く。」とされています。疑いの段階で通報を義務づけていることは同法の先進的な部分ですが、疑いの段階での通報義務と、過失による通報は保護されないという規定は相容れません。

通報者を保護するため、法第16条第3項から「過失によるもの」を削除してください。

職員による内部告発は虐待の発見に極めて有効です。障害者虐待防止法を実効性のあるものとしていくために、あらゆる方法を講じてくださるようお願いいたします。